

(表紙)

各戸検針整第〇〇〇号

集合住宅等の各戸検針及び  
水道料金等の各戸徴収に関する契約書

集合住宅名称            〇〇〇〇〇

申請者                    〇〇   〇〇

施工                      〇〇〇〇〇

※側面についても同様とする

(様式第1号)

各戸検針整第 号

## 集合住宅等の各戸検針及び水道料金等の各戸徴収申請書

令和 年 月 日

(あて先)

宇都宮市上下水道事業管理者

申請者	賃貸住宅	所有者住所		
		(フリガナ) 氏名	電話 ( ) —	
申請者	分譲マンション	所有者の代表住所		
		(フリガナ) 氏名	電話 ( ) —	
総代理人		住所		
		(フリガナ) 氏名	電話 ( ) —	

下記の集合住宅等に係る各戸検針及び水道料金等の各戸徴収の取扱いを申込みます。

集合住宅名称					お客様番号			
所在地	丁目 番 号 町 番地				所有区分	賃貸	分譲	その他
住宅戸数及び店舗数 (各戸メーター内訳)	住 宅		店 舗 (事務所含む)		共 用 使 用 水 栓		計	
	総戸数	入居戸数	総戸数	入居戸数	有	無	総戸数	入居戸数
	戸	戸	戸	戸	戸 (栓)		戸	戸

収 設	受 計	第	号	お 客 様 番 号	工 事 受 付 セ ン タ ー 所 長	工 事 受 付 セ ン タ ー 副 所 長	接 続 工 事 受 付 係 長	担 当
年 月 日								
指定工事（住所） 事業者（商号又は名称）					備 考 検査してよろしいか伺います 検査予定日 令和 年 月 日			
検査結果 月 日 検査の結果、実施の条件に（適合・不適合）と認められるので、左記申込について（契約・保留）することとしてよろしいか。 令和 年 月 日								
工 事 受 付 セ ン タ ー 所 長	工 事 受 付 セ ン タ ー 副 所 長	接 続 工 事 受 付 係 長	担 当	契 約 年 月 日	備 考	公 印		
				年 月 日				
改善指示事項								
再検査結果 月 日再検査の結果、上記事項について改善されておりますので、契約してよろしいか。 令和 年 月 日								
工 事 受 付 セ ン タ ー 所 長	工 事 受 付 セ ン タ ー 副 所 長	接 続 工 事 受 付 係 長	担 当	契 約 年 月 日	備 考	公 印		
				年 月 日				
備 考								

(様式第2号)

# 所有者変更届

(あて先)

宇都宮市上下水道事業管理者

所有者又は代表者

住 所 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) -

下記集合住宅等に係る各戸検針及び水道料金等の各戸徴収について、所有者を変更しましたので届出いたします。

集合住宅等 名称 所在地	宇都宮市	丁目	番	号
新所有者	住 所		部屋番号	
	氏 名			
	電話番号 ( )		-	
旧所有者	住 所		部屋番号	
	氏 名			
	電話番号 ( )		-	
変更年月日	令和	年	月	日

備 考

(様式第3号)

## 総代人選定（変更）届

(あて先)

宇都宮市上下水道事業管理者

所有者又は代表者

住 所 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) -

下記集合住宅等に係る各戸検針及び水道料金等の各戸徴収について、下記の者を総代人に  
(選定, 変更) しましたので届出いたします。

集合住宅等 名称 所在地	宇都宮市	丁目	番	号
新 総 代 人	住 所			部屋番号
	氏 名			
	電話番号 ( ) -			
旧 総 代 人	住 所			部屋番号
	氏 名			
	電話番号 ( ) -			
選定・変更 年 月 日	令和	年	月	日

備 考

(様式第4号)

## 導管設備修繕工事業者選定(変更)届

令和 年 月 日

(あて先)

宇都宮市上下水道事業管理者

所有者又は代表者

住 所 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

氏 名 \_\_\_\_\_

下記集合住宅等に係る導管設備の維持管理を行うため、宇都宮市指定給水装置工事業者と契約しましたのでお届けいたします。

集合住宅等	所在地称	宇都宮市	丁目	番	号
			町	番地	
導管設備 管理業者	住所 商号又は名称 代表者氏名	宇都宮市	丁目	番	号
			町	番地	
				電話 ( )	—
契約年月日	令和	年	月	日	
添付書類	保守契約書写				

備 考

(様式第5号)

## 指示装置維持管理業者選定(変更)届

令和 年 月 日

(あて先)

宇都宮市上下水道事業管理者

所有者又は代表者

住 所 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

氏 名 \_\_\_\_\_

下記の集合住宅等に係る遠隔指示装置付メーターの伝導線及び、集中検針盤等の正常な機能を維持するため、施工業者と維持管理契約をいたしましたのでお届けいたします。

集合住宅等	所在地 名称	宇都宮市	丁目 町	番 番地	号
遠隔指示装置付 メーターの 指示装置等の 管理業者	住 所 商号又は名称 代表者氏名	宇都宮市	丁目 町	番 番地	号
契約年月日	令和 年 月 日				
添付書類	維持管理契約書写				

備 考

(様式第6号)

(平型メーター用)

## 集合住宅等の各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する契約書

宇都宮市と所有者及び総代人は、所有者が所有する宇都宮市の集合住宅等の各戸検針及び水道料金、下水道使用料金（以下「水道料金等」という。）の各戸徴収に関して次の条項により契約を締結する。

(水質の保全及び給水設備の維持管理)

**第1条** 受水槽以下の水質保全及び給水設備の修繕、その他維持管理を所有者又は総代人の責任において行うものとする。

2 前項により給水設備の事故発生に速やかに対応するため修繕業者（宇都宮市指定給水装置工事事業者）と保守契約を締結し宇都宮市に届けなければならない。

(水道メーターの設置)

**第2条** 所有者は、各戸に取付ける水道メーター（以下「各戸メーター」という。）は、宇都宮市が定めた平型メーターを設置するものとする。

(各戸メーターの寄附)

**第3条** 所有者は、契約と同時に各戸メーターを宇都宮市に寄附するものとし、その後の各戸メーターの維持管理は宇都宮市が行うものとする。

ただし、寄附された日から1年間は「かし」期間とし、この間に生じた故障は所有者が補修をする。

(各戸メーターの検針)

**第4条** 宇都宮市は各戸メーターを検針し、各戸使用者に水道料金等を請求するものとする。

2 前項各戸メーターの故障により、使用水量が不明のときは、前使用水量等を勘案し認定する。

(水道料金等の算定)

**第5条** 水道料金等の算定は、宇都宮市水道事業給水条例（以下「条例」という。）第29条及び宇都宮市下水道条例（以下「下水道条例」という。）第15条の規定による。

(差水量の徴収)

**第6条** 給水装置に設置された水道メーター（以下「基メーター」という。）と各戸メーターの使用水量の総和が10%を超える差水量で基メーターの多いときに限りその超えた水量について料金算定を行う。

2 前項差水量の水道料金等は、建物所有者の負担とする。

3 総代人は、受水槽、高置水槽等の清掃に使用する場合には、あらかじめ使用する日時を連絡し、その都度水道料金等を精算するものとする。

4 前各項の水道料金等の算定は、各戸メーター口径を適用する。



(水道料金等の徴収及び方法)

**第7条** 宇都宮市は、第5条で算定された水道料金等は、各戸の使用者から徴収する。

2 前条の規定により算定した水道料金等は、総代人から徴収し各戸使用者が連帯して責任を負うものとする。

3 前各項に定めた水道料金等の徴収方法は、宇都宮市の指定した金融機関の口座振替制とする。

ただし、宇都宮市が事情やむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(総代人の取扱事務)

**第8条** 総代人は、次の各号の事務を取扱うものとする。

(1) 差水量にかかる水道料金等の納入に関すること。

(2) 入居者から使用開始の申込みを受けたときは、メーターの指針を確認のうえ開栓し、その旨を宇都宮市に届け出をすること。

(3) 使用者から使用中止の申込みを受けたときは、すみやかにメーター指針及び転居先等を確認のうえ閉栓し、宇都宮市に届け出をすること。

(4) 使用者に名義変更等の異動があったときは、その都度宇都宮市に届け出をすること。

(5) 水道料金等の未納者があるときは、第9条第1号による通知に基づき使用者に対して早期に納入をうながすこと。

(6) 休止精算及び無断転居等の未納分に対しては、責任をもって完納すること。

(7) その他宇都宮市の事務の取次等に関すること。

(未納に対する措置)

**第9条** 宇都宮市は、水道料金等が納入期限までに納入されていないときは、次の各号に定める措置を行うものとする。

(1) 使用者に対し督促をしたにもかかわらず、納入されないときは、総代人にその旨を通知する。

(2) 総代人に通知したにもかかわらず、なお納入されないときは、未納使用者又は集合住宅に対し完納するまで給水を停止する。

(3) 条例第42条及びこの契約に定めた事項に違反した行為がなされたときは、その理由が継続する間給水を停止する。

(4) 前各号に基づき給水停止がなされたことにより、所有者又は使用者に損害が発生しても宇都宮市はその責任を負わないものとし、宇都宮市に損害を与えたときは、これを賠償する責を負うものとする。

(届 出)

**第10条** 所有者又は総代人は、次の号に該当するときは、あらかじめ宇都宮市に届け出をし承認を受けなければならない。

(1) 所有者に変更があったとき。

(2) 総代人に変更があったとき。

(3) 導管設備修繕工事業者に変更があったとき。

(4) 導管設備を変更しようとするとき。

(5) その他，契約内容を変更しようとするとき。

(苦情処理)

**第11条** 所有者又は総代人は、集合住宅等の共用部分の使用水量及び水道料金等若しくは導管設備について使用者から苦情を受けたときは、すみやかに処理するものとする。

(周知及び協力)

**第12条** 所有者又は総代人は、各使用者に対しこの契約の内容を周知徹底させ宇都宮市の業務が円滑に処理出来るよう協力しなければならない。

(契約の解除)

**第13条** 宇都宮市は、所有者又は総代人がこの契約の条項に違反し、その旨を勧告してもなお是正しないときは、この契約を解除することが出来る。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、所有者に損害が生じることがあっても宇都宮市はその責任を負わない。

(契約外の事例)

**第14条** この契約に定めがない事項については、条例及び同施行規程並びに下水道条例及び同施行規程、その他規定により宇都宮市が別に定める。

(契約の有効期限)

**第15条** この契約の有効期限は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとするほか、直結給水へ切換え完了までとする。ただし、上記契約期間満了前1ヶ月までに宇都宮市及び所有者いずれからも異議の申し立てがないときは、この期間はさらに1年延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。  
この契約の証しとして、次の書類を添えて契約書3通を作成し、各1通を保有する。

添付書類

1. 総代人選定届
2. 導管設備修繕工事業者選定届
3. 配管図
4. その他管理者が必要とする書類

令和 年 月 日

宇都宮市 住所 宇都宮市河原町1番41号

氏名 宇都宮市上下水道事業管理者

印

所有者 住所

氏名

印

総代人 住所

氏名

印

(様式第7号)

(遠隔指示装置付水道メーター用)

## 集合住宅等の各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する契約書

宇都宮市と所有者及び総代人は、所有者が所有する宇都宮市 〇〇〇〇の集合住宅等の各戸検針及び水道料金、下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の各戸徴収に関して次の条項により契約を締結する。

(水質の保全及び給水設備の維持管理)

**第1条** 受水槽以下の水質保全及び給水設備の修繕、その他維持管理を所有者又は総代人の責任において行うものとする。

2 前項により給水設備の事故発生に速やかに対応するため修繕業者（宇都宮市指定給水装置工事業者）と保守契約を締結し宇都宮市に届け出なければならない。

(水道メーターの設置)

**第2条** 所有者は、各戸に取付ける水道メーター（以下「各戸メーター」という。）は、宇都宮市が定めた遠隔指示装置付水道メーターであること。

(各戸メーター及び発信器の寄附)

**第3条** 所有者は、契約と同時に各戸メーター及びの発信器（以下「発信器」という。）を宇都宮市に寄附するものとし、その後発信器の維持管理は宇都宮市が行うものとする。

ただし、寄附された日から1年間は「かし」期間とし、この間に生じた故障は、所有者が補修する。

(各戸メーター受信器の管理)

**第4条** 所有者は、各戸メーターの受信器（以下「指示装置」という。）の機能を維持するため施工業者と維持管理契約を締結し宇都宮市に届け出をしなければならない。

2 総代人は、指示装置等が常に正常に作動するよう管理し少なくとも年1回以上定期的に点検し、その結果を文書をもって宇都宮市に報告しなければならない。

(各戸メーターの検針)

**第5条** 宇都宮市は、各戸メーターを検針し、各戸使用者に水道料金等を請求するものとする。

2 前項各戸メーターの故障により、使用水量が不明のときは、前使用水量等を勘案し認定する。

(水道料金等の算定)

**第6条** 水道料金等の算定は、宇都宮市水道事業給水条例（以下「条例」という。）第29条及び宇都宮市下水道条例（以下「下水道条例」という。）第15条の規定による。

(差水量の徴収)

**第7条** 給水装置に設置された水道メーター（以下「基メーター」という。）と各戸メーターの使用水量の総和が10%を超える差水量で基メーターの多いときに限りその超えた水量について料金算定を行う。

2 前項差水量の水道料金等は、所有者の負担とする。

3 総代人は、受水槽、高置水槽等の清掃に使用する場合にはあらかじめ使用する日時を連絡し、その都度水道料金等を精算するものとする。

4 前各項の水道料金等の算定は、各戸メーター口径を適用する。

(水道料金等の徴収及び方法)

**第8条** 宇都宮市は、第6条で算定された水道料金等は、各戸の使用者から徴収する。

2 前条の規定により算定した水道料金等は、総代人から徴収し各戸使用者が連帯して責任を負うものとする。

3 前各項に定めた水道料金等の徴収方法は、宇都宮市の指定した金融機関の口座振替制とする。ただし、宇都宮市が事情やむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(総代人の取扱事務)

**第9条** 総代人は、次の各号の事務を取扱うものとする。

- (1) 差水量にかかる水道料金等の納入に関すること。
- (2) 入居者から使用開始の申込みを受けたときは、メーターの指針を確認のうえ開栓し、その旨を宇都宮市に届け出をすること。
- (3) 使用者から使用中止の申込みを受けたときは、すみやかにメーター指針及び転居先等を確認のうえ閉栓し、宇都宮市に届け出をすること。
- (4) 使用者に名義変更等の異動があったときは、その都度宇都宮市に届け出をすること。
- (5) 水道料金等の未納者があるときは、第10条第1号による通知に基づき使用者に対して早期に納入をうながすこと。
- (6) 休止清算及び無断転居等の未納分に対しては、責任をもって完納すること。
- (7) その他宇都宮市の事務の取次等に関すること。

(未納に対する措置)

**第10条** 宇都宮市は、水道料金等が納入期限までに納入されないときは、次の各号に定める措置を行うものとする。

- (1) 使用者に対し督促をしたにもかかわらず、納入されないときは、総代人にその旨を通知する。
- (2) 総代人に通知したにもかかわらず、なお納入されないときは、未納使用者又は集合住宅に対し完納するまで給水を停止する。
- (3) 条例第42条及びこの契約に定めた事項に違反した行為がなされたときは、その理由が継続する間給水を停止する。
- (4) 前各号に基づき給水停止がなされたことにより、所有者又は使用者に損害が発生しても宇都宮市はその責任を負わないものとし、宇都宮市に損害を与えたときは、これを賠償する責を負うものとする。

(届 出)

**第11条** 所有者又は総代人は、次の各号に該当するときは、あらかじめ宇都宮市に届け出をし承認を受けなければならない。

- (1) 所有者に変更があったとき
- (2) 総代人に変更があったとき。
- (3) 導管設備修繕工事業者に変更があったとき。
- (4) 指示装置維持管理業者に変更があったとき。

- (5) 導管設備を変更しようとするとき。
- (6) その他、契約内容を変更しようとするとき。

(苦情処理)

**第12条** 所有者又は総代人は、集合住宅等の共用部分の使用水量及び水道料金等若しくは導管設備について使用者から苦情を受けたときは、すみやかに処理するものとする。

(周知及び協力)

**第13条** 所有者又は総代人は、各使用者に対しこの契約の内容を周知徹底させ宇都宮市の業務が円滑に処理出来るよう協力しなければならない。

(契約の解除)

**第14条** 宇都宮市は、所有者又は総代人がこの契約の条項に違反し、その旨を勧告してもなお是正しないときは、この契約を解除することが出来る。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、所有者に損害が生じることがあっても宇都宮市はその責任を負わない。

(契約外の事例)

**第15条** この条項に定めない事項については、条例及び同施行規程並びに下水道条例及び同施行規程、その他規程により宇都宮市が別に定める。

(契約の有効期限)

**第16条** この契約の有効期限は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとするほか、直結給水切替え完了までとする。

ただし、上記契約期間満了前1ヶ月までに宇都宮市及び所有者いずれからも異議の申し立てがないときは、この期間はさらに1年延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

この契約の証しとして、次の書類を添えて契約書3通を作成し各1通を保有する。

添付書類

1. 総代人選定届
2. 導管設備修繕工事業者選定届
3. 指示装置維持管理業者選定届
4. 配管図及び配線図
5. その他管理者が必要とする書類

令和 年 月 日

宇都宮市 住所 宇都宮市河原町1番41号

氏名 宇都宮市上下水道事業管理者

印

所有者 住所

氏名

印

総代人 住所

氏名

印



令和 年 月 日

(あて先)

宇都宮市上下水道事業管理者

申込者

住 所

氏 名

## 水道メーター寄附申込書

### 設置場所

上記場所に設置した、下記水道メーター（平型・遠隔指示装置付）は、集合住宅等の各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱第8条により、寄附を申込みます。

ただし、寄附された日から1年間は「かし」期間とし、この間に生じた故障は申込者において補修いたします。

記

水道メーター

型 式

口 径

数 量

当該財産の設備費用内訳表

品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
合 計				

各戸検針整第 号

(様式第8号)

## 誓約書 (既設戸別水道メーターの各戸検針)

令和 年 月 日

(あて先)

宇都宮市上下水道事業管理者

所有者又は代表者

住 \_\_\_\_\_ 所

(フリガナ)

氏 名 \_\_\_\_\_

所在地 丁目 番 号

町 番地

集合住宅等

名 称

水栓番号 第 号

私は、上記の集合住宅等に設置した既設水道メーターによる各戸検針及び水道料金等の各戸徴収の取扱いを依頼するにあたり、下記条件を遵守することを誓約いたします。

### 記

- 戸別水道メーターの維持管理等は、当方において指示どおり行います。
- 戸別水道メーターは、使用期間満了までに「遠隔指示装置付水道メーター設置基準」どおりに改善いたします。
- その他、上下水道局の指示にしたがわなかった場合は、契約を解除されても異議の申し立てはいたしません。

## 集合住宅等の各戸検針整理台帳

設 置 場 所		宇都宮市								
施 工 年 月 日		年 月								
申 請 者	賃 貸 住 宅	所 有 者 住 所 氏 名	電話 ( ) -							
	分 譲 マ ン シ ョ ン	所 有 者 の 代 表 住 所 氏 名	電話 ( ) -							
連 絡 先		住 氏 所 名	電話 ( ) -							
集 合 住 宅 名 称							お 客 様 番 号			
施 工 者	建 築	住 代 表 者 氏 所 名	電話 ( ) -							
	導 管 設 備	住 代 表 者 氏 所 名	電話 ( ) -							
	指 示 装 置	住 代 表 者 氏 所 名	電話 ( ) -							
導管設備修繕工事業者		住 代 表 者 氏 所 名	電話 ( ) -							
指示装置維持管理業者		住 代 表 者 氏 所 名	電話 ( ) -							
住宅戸数及び 店 舗 数	住 宅		店 舗 (事 務 所 含 む)		共 用 使 用 水 栓		計			
	総 戸 数 戸	入 居 戸 数 戸	総 戸 数 戸	入 居 戸 数 戸	有 戸	無	総 戸 数 戸	入 居 戸 数 戸		
計 量 方 法	親 メ ー タ ー	口 径 mm			メ ー タ ー	メ ー カ ー 名 型 式				
	各 戸 メ ー タ ー	住 宅 mm 個	店 舗 等 mm 個	共 用 mm 個	器 種 集 中 検 針 盤 器 種	メ ー カ ー 名 型 式				
受 水 槽		型 式			有 効 容 量 m <sup>3</sup> ( 槽 式)					
高 置 水 槽		型 式			有 効 容 量 m <sup>3</sup>					
ポ ン プ 設 備		吐 出 口 径 mm		揚 水 量		ポ ン プ 台 数 台				
備 考										

集合住宅等の各戸検針及び水道料金等の  
各戸徴収における新規メーター登録連絡票

No. \_\_\_\_\_

収 受 設 計	第 号	設 置 場 所			
		所 有 者 住 所 氏 名			
工 事 事 業 者		集 合 住 宅 名 称			
口 径	メーター番号	検 満 年 月	購 入 年 月	メーター型式	メーターメーカー
		令和 年 月	令和 年 月	平型メーター 遠隔指示式	
〃		〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃

(注) ① メーター番号は一個づつ番号を記入する。  
② メーター型式は該当する方を○で囲むこと。

